

6 修学案内

(1) 文学部の「専修配属」について

- ① 入学者の各専修への配属は、入学1年後に決定します。
- ② 各専修への配属に当たっては、専修別受け入れ可能人数の枠内において、本人の希望及び学業成績等を考慮して決定します。
- ③ 各専修の内容等の詳細は、文学部案内パンフレット（請求方法は71～72ページ参照）又は文学部ホームページ（<http://www.lit.kobe-u.ac.jp/>）を参照してください。
- ④ 各専修の受け入れ可能人数は、次のとおりです。

専修	受け入れ可能人数	専修	受け入れ可能人数	専修	受け入れ可能人数
哲学	24人	フランス文学	6人	言語学	9人
国文学	24人	日本史学	12人	芸術学	8人
中国文学	8人	東洋史学	16人	社会学	18人
英米文学	16人	西洋史学	16人	美術史学	8人
ドイツ文学	6人	心理学	12人	地理学	6人

(2) 国際人間科学部の「グローバル・スタディーズ・プログラム (GSP)」について

- ① 国際人間科学部では、学生全員が海外での研修とフィールド学修に参加し、グローバル社会における課題について考察を深め、卒業研究へとつなげていきます。卒業後、「協働型グローバル人材」として社会に羽ばたくために、国内外での体験型学修が必要であるという観点から、GSPを「必修科目」に指定しています。
- ② GSPの中心となる海外研修・フィールド学修では、身に付ける専門性や希望に応じて、次の3つのコースを用意しています。
 - ・実践型GSコース：海外スタディツアー（またはインターンシップ）
 - ・研修型GSコース：海外語学研修（またはサマースクール）と国内でのフィールド学修
 - ・留学型GSコース：中長期留学と現地でのフィールド学修
 ※GSPにおける海外研修・フィールド学修のプログラムは多彩であり、世界中の多様な地域や文化圏で実施されます。
 研修やフィールド学修に伴う費用は選択するGSコースや地域によって異なりますが、学生の自己負担となります。
- ③ GSPでは以下のような充実した支援体制をとっています。
 - ・GSP オフィスを置き、プログラムの実施を支援し、学生の相談にも応じます。
 - ・海外研修の経済的な負担を軽減する助成制度が適用される場合があります。
 - ・学生の安全確保のため、危機管理体制を構築しています。

(3) 海事科学部の「学科・コース配属」及び注意事項について

- ① 入学者の各学科への配属は、入学1年後に決定します。
 ただし、推薦入試による入学者は、出願時に志望した学科に配属されます（入学後の学科の変更はできません）。
 また、「志」特別入試による入学者は、出願時に志望した学科・コースに配属されます（入学後の学科・コースの変更はできません）。
- ② 一般入試及び推薦入試による入学者（グローバル輸送科学科及びマリンエンジニアリング学科）は、グローバル輸送科学科では2年次前期、マリンエンジニアリング学科では3年次前期に各コースへ配属されます。
- ③ 各学科・コースへの配属に当たっては、本人の希望及び学業成績等を考慮して決定します。
- ④ 各学科の内容等の詳細は、海事科学部案内パンフレット（請求方法は71～72ページ参照）又は海事科学部ホームページ（<http://www.maritime.kobe-u.ac.jp/>）を参照してください。

⑤ 各学科・コースの配属定員は、次のとおりです。（*は、各コースの受入可能人数を示す。）

学科・コース	配属定員
グローバル輸送科学科 航海マネジメントコース	80人 (50)*
ロジスティクスコース	(50)*
海洋安全システム科学科	40人
マリンエンジニアリング学科 機関マネジメントコース	80人 (40)*
メカトロニクスコース	(55)*

(配属定員には、「志」特別入試及び推薦入試による入学者を含みます。)

⑥ 学科選択で次の学科に配属された学生は、原則、1か月の集中実習として、独立行政法人海技教育機構練習船で実施する船舶実習を履修します。

- グローバル輸送科学科 「船舶実習1」 (選択)
- マリンエンジニアリング学科 「船舶実習1」 (必修)

なお、「船舶実習1」を履修するためには、下記の健康診断基準を満たす必要があります。この科目が必修である学生が、健康診断基準を満たしていないことにより履修できない場合には、卒業できないことがないように配慮します。

⑦ コース選択で次の学科・コースに配属された学生は、第3学年に2か月及び第4学年に3か月の船舶実習を履修します。

- グローバル輸送科学科航海マネジメントコース
「船舶実習2」(必修)及び「船舶実習3」(選択)
- マリンエンジニアリング学科機関マネジメントコース
「船舶実習2」(選択)及び「船舶実習3」(選択)

なお、「船舶実習2」及び「船舶実習3」を履修するためには、下記の健康診断基準を満たす必要があります。これらの科目が必修である学生が、健康診断基準を満たしていないことにより履修できない場合には、卒業できないことがないように配慮します。

⑧ 海技教育(船舶職員養成教育)については、航海士はグローバル輸送科学科航海マネジメントコースで、機関士はマリンエンジニアリング学科機関マネジメントコースで行います。

⑨ 海技免許を取得するためには、「船舶実習1」、「船舶実習2」及び「船舶実習3」を修得の上、学部卒業後の乗船実習科における6か月の船舶実習が必要です。

なお、船舶実習(乗船実習科における船舶実習含む)の履修及び海技免許の取得のためには、下記の健康診断基準を満たす必要があります。

【健康診断基準】

項目	航海士	機関士
視力	視力(矯正視力を含む)が両眼ともに0.5以上であること。	視力(矯正視力を含む)が両眼で0.4以上であること。
色覚	色覚検査に合格すること。 ※ 石原色覚検査表(国際版38表)及びパネルD-15を使用し、少なくともパネルD-15を用いた検査に合格すること。	色覚検査に合格すること。 ※ 石原色覚検査表(国際版38表)及びパネルD-15を使用し、少なくともパネルD-15を用いた検査に合格するか、いずれも不合格の場合には船員法指定医療機関(国土交通省海事局・各地方運輸局・神戸運輸監理部のホームページ等にて確認してください。)における特定船員色識別適性確認表を用いた検査に合格すること。
聴力	5メートル以上の距離で話声語を弁別できること。	
疾病及び身体機能の障害の有無	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害、その他の疾病又は身体機能の障害がないか、あっても軽症で修学に支障をきたさないと認められること。	

(注)

・海技免許の取得を希望する者は、出願前に専門医を受診し、色覚に関する検査(※)を含め、健康診断基準を満たしていることを確認しておいてください。

・この健康診断基準は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則別表第三に規定された海技士身体検査基準表に従っています。

・不明な点については、出願時までには海事科学部教務学生グループへ問い合わせてください。